平成２２年（フ）第１８９号
岩手県北上市諏訪町２丁目２番５号　小萩荘６号、前住所岩手県北上市和賀町藤根９地割74番地２
債務者　菊池貴美子
1　決定年月日時　平成23年１月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第３０５号
福島県いわき市内郷高坂町大平11番地の２　ティアレ高坂306、前住所福島県いわき市好間町小谷作字ヲミカト68番地の１　県営住宅４－31
債務者　菅野光太郎
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１８００号
埼玉県蓮田市大字馬込1398番地の１
債務者　齋藤奈々恵
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１９６０号
埼玉県幸手市栄６番10―202号、旧住所栃木県日光市森友1585番地64
債務者　大島　康幸
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２０８８号
さいたま市見沼区大字蓮沼991番地３　ライムハウス201号、旧住所さいたま市北区東大成町１丁目58番地５　スカイコート大宮102号
債務者　高木　克彦
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１０４号
埼玉県蕨市塚越７丁目３番13号　コウナンハイツ105号
債務者　池田　浩志
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１２７号
埼玉県上尾市大字瓦葺2073番地２　スム東大宮寮
債務者　羽田　浅己
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１３４号
埼玉県川口市芝下２丁目17番16号、旧住所埼玉県川口市大字芝3865番地　コーポ順風105号
債務者　五戸由紀代
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５０号
埼玉県幸手市栄２番５―405号
債務者　薄井　勇夫
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第２１５２号
埼玉県川口市江戸３丁目６番26号　グレイスランド１番館101号
債務者　岩本　初代
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２２年（フ）第１００３号
埼玉県所沢市東所沢１丁目９番地の３　武蔵野グリーンハイツ203
債務者　松尾　里奈
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１００７号
埼玉県入間市大字仏子1035番地11　仏子団地２－503
債務者　髙橋　愛子（旧姓日野）
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１０１９号
埼玉県ふじみ野市駒西２丁目９番10号
債務者　藤原　美樹
1　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第６４４号
長崎県長崎市深堀町５丁目210番地３　北村ハイツ203号、旧住所長崎県長崎市平山台２丁目10番21号
債務者　葛島　勝則
1　決定年月日時　平成23年１月21日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１４号
札幌市東区北11条東４丁目１番11―205号
債務者　小野寺真司
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３６５０号
札幌市中央区南５条西26丁目１番28号　ラミアール円山203号
債務者　佐藤　　勝
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第３７１４号
札幌市東区北18条東１丁目３番14―403号
債務者　赤坂　和樹
1　決定年月日時　平成23年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部